

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 堺市公報 第235号 | 令和4年9月30日発行 |
| 堺市公報 | 発行 |
| | 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| <規則> | |
| ○堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則 【財政局税務部税制課】 | 4 |
| ○堺市立平和と人権資料館条例施行規則の一部を改正する規則 【市民人権局人権部人権推進課】 | 5 |
| ○堺市環境影響評価条例施行規則及び堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【環境局環境保全部環境共生課】 | 5 |
| ○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市立のびやか健康館条例施行規則の一部を改正する規則 【環境局環境事業部環境事業管理課】 | 7 |
| ○堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則 【建設局公園緑地部公園監理課】 | 9 |
| ○堺市教育文化センター使用料等規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局教育センター企画相談課】 | 13 |
| ○堺市立舳松社会教育会館使用料規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局地域教育支援部地域教育振興課】 | 13 |
| ○堺市立南図書館ホール使用料規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局中央図書館南図書館】 | 14 |
| <告示> | |
| ○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】 | 15 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 15 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について | |

| | |
|---|----|
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 16 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定 相談支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 17 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 18 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般 相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 18 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定 相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 19 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 19 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 20 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 21 |
| ○地方自治法施行令及び子ども・子育て支援法に基づく収納事務の委託について | |
| 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】 | 21 |
| ○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について | |
| 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】 | 22 |
| ○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について | |
| 【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】 | 22 |
| ○道路法に基づく自転車歩行者専用道路の指定について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 23 |
| ○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 24 |
| ○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 26 |
| ○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について | |
| 【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】 | 26 |
| <公告> | |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |

| | |
|---|----|
| 【財政局契約部契約課】 | 27 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【財政局契約部調達課】 | 28 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【財政局契約部調達課】 | 29 |
| ○堺市民芸術文化ホールの臨時開館について | |
| 【文化観光局文化部文化課】 | 30 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】 | 31 |
| ○予防接種法に基づく令和4年度インフルエンザ予防接種の実施について | |
| 【健康福祉局保健所感染症対策課】 | 32 |
| ○農用地利用集積計画 | |
| 【産業振興局農政部農地課】 | 33 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 48 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 48 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 49 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 49 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 50 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【教育委員会事務局学校管理部学校給食課】 | 50 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【教育委員会事務局学校管理部学校給食課】 | 51 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【議会事務局議事課】 | 52 |
| ＜上下水道局公告＞ | |

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について
て
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 53

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 55

<教育委員会規則>

○堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
【教育委員会事務局総務部教育政策課】…………… 57

○堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】…………… 58

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】…………… 58

規 則

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第65号

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。
様式第3号中「（申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する

規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市立平和と人権資料館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第66号

堺市立平和と人権資料館条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立平和と人権資料館条例施行規則（平成6年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

様式第1号の注書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立平和と人権資料館条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立平和と人権資料館条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市環境影響評価条例施行規則及び堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第67号

堺市環境影響評価条例施行規則及び堺市土砂埋立て等の規制に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(堺市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市環境影響評価条例施行規則(平成20年規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「(注) 提出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。」を削る。

様式第6号中「、第31条」を削り、「第27条第2項」を「同条例第27条第2項」に改め、「準用する」の次に「同条例」を加え、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第7号から様式第9号までの規定中「(注) 提出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「(注) 届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。」を削る。

様式第12号及び様式第13号中「(注) 提出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。」を削る。

様式第14号の注書を削る。

様式第15号中「第12条第1項第2号」の次に「又は第15条第1項第2号」を加え、同様式の注書を削る。

様式第16号及び様式第17号中「(注) 届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。」を削る。

様式第18号の注書を削る。

(堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和3年規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「(事業計画者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第3号中「(報告者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第4号及び様式第6号中「(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第7号中「第14条関係」を「第14条、第22条関係」に改め、「(届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第8号中「(届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第10号、様式第12号及び様式第13号中「(報告者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第15号中「(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第16号から様式第19号まで及び様式第21号中「(届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市立のびやか健康館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第68号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市立のびやか健康館
条例施行規則の一部を改正する規則

(堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正)

第1条 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項中「廃棄物管理責任者選任(変更)届」を「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」に改める。

第4条中「処理基準」を「処理の基準」に改める。

第10条の6中「規則で」を「規則に」に改める。

第22条中「3箇月」を「3月」に改める。

第29条第1号中「廃棄物処理施設設置許可・変更許可申請書」を「申請書」に改める。

別表第2中「一般廃棄物処理手数料」を「第11条関係」に、

「

| 種別 | 区 | 分 | 単 | 位 | 手 | 数 | 料 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
|----|---|---|---|---|---|---|---|

を

「

一般廃棄物処理手数料

| 種別 | 区 | 分 | 単 | 位 | 手 | 数 | 料 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
|----|---|---|---|---|---|---|---|

に

改める。

別表第3中「粗大ごみ処理手数料」を「第11条関係」に、

「

| | 品名 | 単価 |
|--|----|----|
|--|----|----|

を

「

粗大ごみ処理手数料

| | 品名 | 単価 |
|--|----|----|
|--|----|----|

に

改める。

様式第10号の5中「㊟」を削る。

様式第13号中

「

添付書類 許可証（亡失し、又は滅失した場合を除く。）

（注） ※印の欄には記入しないこと。

を

」

「

添付書類 許可証（亡失し、又は滅失した場合を除く。）

注意 ※印の欄には記入しないこと。

に改める。

」

様式第27号中「様式第27号」を「様式第27号（第27条関係）」に改め、

「㊟」を削り、同様式の注書を次のように改める。

注意

- 1 氏名を本人が自書する場合は、押印を省略することができます。

2 関係人の内容の欄には、当該土地の所有権を有する等、当該土地との具体的な権利関係（取得予定も含む。）について記入すること。

（堺市立のびやか健康館条例施行規則の一部改正）

第2条 堺市立のびやか健康館条例施行規則（平成31年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書1とし、同様式の注書3を同様式の注書2とする。

様式第6号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第8号の注書を次のように改める。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立のびやか健康館の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要があると認める書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第69号

堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則

堺市公園条例施行規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の5中「書面」を「文書」に改める。

別表第1その他の欄中「冷房の」を「冷暖房の」に改める。

別表第2第1項の表備考第7号、別表第3第1項の表備考第4号及び別表第4第1項の表備考第4号中「基本料金に」を「当該基本料金に」に改める。

別表第5第1項の表備考第2号中「及び第5号」を削り、同表備考第5号中「基本料金に」を「当該基本料金に」に改める。

別表第8第1項の表備考第4号中「基本料金に」を「当該基本料金に」に改める。

様式第1号(甲)中

「

[注意] ○申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

○堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため(許可後においても)必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

○団体申請の場合は役員名簿等の提出を求めることがあります。

○その他市が必要と認めた書類を求めることがあります。

○この文書(申請書)は、公園の使用許可以外には利用いたしません。

を

」

「

注意

- 1 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため(許可後においても)必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 2 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。
- 3 その他市が必要と認めた書類を求めることがあります。
- 4 この文書(申請書)は、公園の使用許可以外には利用いたしません。

に

」

改める。

様式第2号(甲)の注書を削る。

様式第3号(甲)の注書を削る。

様式第4号(甲)の注書を削る。

様式第5号(甲)の注書を削る。

様式第6号(甲)を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第6号(乙)中

「

| |
|-----|
| 目 的 |
|-----|

」を「

| |
|------------|
| 使 用 目 的 |
|------------|

」に、

「

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 生徒等 | | | |
|-----|--|--|--|

」を

「

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 生徒等 | 円 | 円 | 円 |
|-----|---|---|---|

」に

改める。

様式第8号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第11号の注書を削る。

様式第14号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市公園条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市公園条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第6号(甲)(第8条関係)

| | | | | | |
|--|---|---------------------------|------|-----|---|
| 有料施設使用許可申請書 | | 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 使用目的 | | 受付番号 | | 第 号 | |
| 使用日時 | 年 月 日(曜日) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 時 分～ 午後 時 分 | 申請者 | | | |
| 附属設備等 | 使用する。利用者数 人 使用しない。 | 住所(所在地) | | | |
| 入場料等 | 徴収する。(円) 徴収しない。 | フリガナ 氏名(名称) (代表者氏名) | | | |
| 使用責任者 | 氏名 ----- 連絡先電話番号 | 生年月日 (代表者の生年月日) | | | |
| | | 電話番号 | | | |
| | | 堺市長 殿 次のとおり使用を申請します。 | | | |
| 有料施設の名称 | 有料施設の使用料 | | | | |
| | 区分 | 基本料金 | 減免金額 | 徴収額 | |
| | 一般 | 円 | 円 | 円 | |
| | 生徒等 | 円 | 円 | 円 | |
| | 附属設備等の使用料 | | | | |
| | 種類 | 数量 | 金額 | | |
| | | | 円 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 貸出者 | 返納確認 | 合計 | | |
| <p>申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市公園条例等の法令及び公園管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。</p> <p>注意</p> <p>1 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。</p> <p>2 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。</p> | | | | | |
| 備考 | | | | | |


~~~~~

堺市教育文化センター使用料等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第70号

堺市教育文化センター使用料等規則の一部を改正する規則

堺市教育文化センター使用料等規則（平成6年規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第2号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第3号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第4号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市教育文化センター使用料等規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市教育文化センター使用料等規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

~~~~~

堺市立舳松社会教育会館使用料規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第71号

堺市立舳松社会教育会館使用料規則の一部を改正する規則

堺市立舳松社会教育会館使用料規則（昭和63年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「会館」という。）」を削る。

様式第1号中「団体名」を「氏名(名称)」に改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第2号中「団体名」を「氏名(名称)」に改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立舳松社会教育会館使用料規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立舳松社会教育会館使用料規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。



堺市立南図書館ホール使用料規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第72号

堺市立南図書館ホール使用料規則の一部を改正する規則

堺市立南図書館ホール使用料規則（昭和58年規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第2号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立南図書館ホール使用料規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立南図書館ホール使用料規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

告 示

堺市告示第317号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人の名称及び所在地 | 指定年月日（対象となる寄附金） |
|--|-----------------------------------|
| 公益財団法人 泉北のまちと暮らしを考える財団 堺市南区高倉台1丁2番1号 シェア タウン泉ヶ丘ネクストD棟2 | 令和4年9月5日 (令和4年1月1日以後に支出された寄附金) |

~~~~~

### 堺市告示第318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名               | 事業内容        | 事業所名              | 事業所所在地                         | 指定年月日    |
|-------------------|-------------|-------------------|--------------------------------|----------|
| 株式会社 エイト          | 居宅介護        | ケアセンターエイト         | 大阪府堺市北区北花田町三丁28-1              | 令和4年9月1日 |
| 株式会社 エイト          | 重度訪問介護      | ケアセンターエイト         | 大阪府堺市北区北花田町三丁28-1              | 令和4年9月1日 |
| 合同会社 シルバードーン      | 居宅介護        | 訪問介護マミードリーム       | 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号 1階        | 令和4年9月1日 |
| 合同会社 シルバードーン      | 重度訪問介護      | 訪問介護マミードリーム       | 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号 1階        | 令和4年9月1日 |
| 合同会社 シルバードーン      | 同行援護        | 訪問介護マミードリーム       | 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号 1階        | 令和4年9月1日 |
| シャローム 株式会社        | 生活介護        | やすらぎサロン           | 大阪府堺市堺区大仙中町7番12号               | 令和4年9月1日 |
| 株式会社 PRIME VISION | 就労移行支援(一般型) | ディーキャリア堺オフィス      | 大阪府堺市堺区市之町西三丁1番地43番サンビル堺駅前401号 | 令和4年9月1日 |
| 株式会社 渡也建設         | 生活介護        | あっふ               | 大阪府堺市東区八下町三丁74番地1              | 令和4年9月1日 |
| 株式会社 渡也建設         | 短期入所        | ショートステイあっふ        | 大阪府堺市東区八下町三丁74番地1              | 令和4年9月1日 |
| 合同会社 ラッシュュプレミア    | 就労継続支援(B型)  | 優作業所              | 大阪府堺市北区長曾根町3046-14             | 令和4年9月1日 |
| 特定非営利活動法人 きずなの会   | 生活介護        | デイサービスステーションきずなの会 | 大阪府堺市堺区西湊町六丁4番3号               | 令和4年9月1日 |

堺市告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名           | 事業内容   | 事業所名      | 事業所所在地               | 指定年月日    |
|---------------|--------|-----------|----------------------|----------|
| 社会福祉法人 こだま福祉会 | 地域移行支援 | こだまよろず相談室 | 大阪府堺市北区東浅香山町二丁251番地1 | 令和4年9月1日 |
| 社会福祉法人 こだま福祉会 | 地域定着支援 | こだまよろず相談室 | 大阪府堺市北区東浅香山町二丁251番地1 | 令和4年9月1日 |

堺市告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名           | 事業内容   | 事業所名      | 事業所所在地               | 指定年月日    |
|---------------|--------|-----------|----------------------|----------|
| 社会福祉法人 こだま福祉会 | 計画相談支援 | こだまよろず相談室 | 大阪府堺市北区東浅香山町二丁251番地1 | 令和4年9月1日 |

## 堺市告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名               | 事業内容            | 事業所名             | 事業所所在地                                     | 廃止年月日         |
|-------------------|-----------------|------------------|--------------------------------------------|---------------|
| 株式会社 イグザルト        | 就労移行支援<br>(一般型) | ディーキャリア<br>堺オフィス | 大阪府堺市堺区市之<br>町西三丁1番地43号<br>サンビル堺駅前401<br>号 | 令和4年8月<br>31日 |
| 合同会社 エム・<br>ケイ・ワイ | 居宅介護            | 訪問介護マミー<br>ドリーム  | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町東三丁1番15<br>号 1階            | 令和4年8月<br>31日 |
| 合同会社 エム・<br>ケイ・ワイ | 重度訪問介護          | 訪問介護マミー<br>ドリーム  | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町東三丁1番15<br>号 1階            | 令和4年8月<br>31日 |
| 合同会社 エム・<br>ケイ・ワイ | 同行援護            | 訪問介護マミー<br>ドリーム  | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町東三丁1番15<br>号 1階            | 令和4年8月<br>31日 |

## 堺市告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                 | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地         | 廃止年月日     |
|---------------------|--------|-----------------|----------------|-----------|
| 株式会社 One Big Family | 地域移行支援 | 生活支援事業所 uniso;N | 大阪府堺市中区東山43番地1 | 令和4年8月31日 |
| 株式会社 One Big Family | 地域定着支援 | 生活支援事業所 uniso;N | 大阪府堺市中区東山43番地1 | 令和4年8月31日 |

## 堺市告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永藤英機

| 法人名                 | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地         | 廃止年月日     |
|---------------------|--------|-----------------|----------------|-----------|
| 株式会社 One Big Family | 計画相談支援 | 生活支援事業所 uniso;N | 大阪府堺市中区東山43番地1 | 令和4年8月31日 |

## 堺市告示第324号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 指定障害児通所支援事業者（指定日 令和4年9月1日）

| 設置者名称     | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類    | 事業所の名称    | 事業所の所在地               | 事業所番号      |
|-----------|--------------------|----------|-----------|-----------------------|------------|
| ハイマスト合同会社 | 大阪府大阪狭山市山本東18-25   | 児童発達支援   | マインドフルキッズ | 大阪府堺市東区丈六183-28<br>2F | 2756200016 |
| ハイマスト合同会社 | 大阪府大阪狭山市山本東18-25   | 保育所等訪問支援 | マインドフルキッズ | 大阪府堺市東区丈六183-28<br>2F | 2756200016 |

## 堺市告示第325号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 指定障害児相談支援事業者（指定日 令和4年9月1日）

| 設置者名称        | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所         | 事業の種類   | 事業所の名称        | 事業所の所在地                | 事業所番号      |
|--------------|----------------------------|---------|---------------|------------------------|------------|
| 合同会社シャングリラ   | 大阪府堺市南区深阪南117<br>深阪矢谷ビル202 | 障害児相談支援 | サポートセンター パライソ | 大阪府堺市南区深阪南117深阪矢谷ビル202 | 2776400190 |
| 社会福祉法人こだま福祉会 | 大阪府堺市北区東浅香山町二丁251番地1       | 障害児相談支援 | こだまよろず相談室     | 大阪府堺市北区東浅香山町二丁251番地1   | 2776500247 |



## 堺市告示第326号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和4年8月31日）

| 設置者名称              | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類   | 事業所の名称         | 事業所の所在地        | 事業所番号      |
|--------------------|--------------------|---------|----------------|----------------|------------|
| 株式会社One Big Family | 大阪府堺市中区東山43番地1     | 障害児相談支援 | 生活支援事業所uniso;N | 大阪府堺市中区東山43番地1 | 2776100238 |

## 堺市告示第327号

コンビニエンスストア等収納代行業務（認定こども園使用料及び保育所保育料）の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 委託する歳入の種類

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）第3条に基づき徴収する市立認定こども園使用料及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項に基づき徴収する保育所保育料

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

氏名 株式会社電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

堺市告示第328号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称              | 所在地                                     | 設置者              | 確認年月日        |
|-----------------|-----------------------------------------|------------------|--------------|
| 認定こども園<br>榎塚幼稚園 | 堺市南区榎塚台1-9                              | 学校法人 吉川学園        | 令和4年4月<br>1日 |
| にこにこキッズ<br>長曾根園 | 堺市北区長曾根町3079<br>-18 ギャラクシーウイ<br>ル中百舌鳥1F | 株式会社 にこにこキッ<br>ズ | 令和4年9月<br>5日 |

堺市告示第329号

コンビニエンスストア等収納代行業務（認定こども園給食費徴収金）の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立幼保連携型認定こども園における給食提供実施取扱要綱（平成29年制定）第5条に基づき徴収する認定こども園給食費徴収金

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

氏名 株式会社電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

~~~~~  
堺市告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 路 線 名 常磐102号線

2 指 定 す る 期 日 告示の日

~~~~~

堺市告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点       | 敷地の   |        | 備考 |
|----------|-----------|------------------|-------|--------|----|
|          |           |                  | 幅員m   | 延長m    |    |
| 1285     | 常磐34号線    | 北区常磐町2丁67番2地先    | 2.52  | 163.31 |    |
|          |           | 北区常磐町2丁116番4地先   | 5.35  |        |    |
| 1286     | 常磐102号線   | 北区常磐町3丁2番13地先    | 4.60  | 477.21 |    |
|          |           | 北区常磐町3丁36番地先     | 8.90  |        |    |
| 7377     | 浅香山22号線   | 堺区浅香山町3丁50番20地先  | 5.62  | 187.16 |    |
|          |           | 堺区浅香山町3丁45番3地先   | 9.56  |        |    |
| 7352     | 草尾93号線    | 東区草尾380番4地先      | 4.70  | 39.85  |    |
|          |           | 東区草尾381番6地先      |       |        |    |
| 1967     | 日置荘西215号線 | 東区日置荘西町5丁61番1地先  | 4.70  | 20.47  |    |
|          |           | 東区日置荘西町5丁61番16地先 |       |        |    |
| 7378     | 阿弥78号線    | 美原区阿弥106番16地先    | 4.70  | 42.95  |    |
|          |           | 美原区阿弥106番2地先     |       |        |    |
| 11058    | 土師222号線   | 中区土師町3丁1475番16地先 | 5.70  | 103.29 |    |
|          |           | 中区土師町3丁1500番1地先  |       |        |    |
| 1589     | 堀上毛穴1号線   | 中区堀上町678番10地先    | 5.70  | 68.32  |    |
|          |           | 中区毛穴町372番5地先     |       |        |    |
| 1558     | 白鷺21号線    | 東区白鷺町2丁342番13地先  | 12.00 | 133.70 |    |
|          |           | 東区白鷺町2丁342番37地先  | 12.50 |        |    |
| 1559     | 白鷺22号線    | 東区白鷺町2丁342番46地先  | 5.70  | 161.37 |    |
|          |           | 東区白鷺町2丁342番37地先  | 6.70  |        |    |
| 1560     | 白鷺23号線    | 東区白鷺町2丁342番54地先  | 6.70  | 110.34 |    |
|          |           | 東区白鷺町2丁342番71地先  |       |        |    |
| 1966     | 日置荘原寺65号線 | 東区日置荘原寺町260番33地先 | 4.70  | 23.00  |    |
|          |           | 東区日置荘原寺町260番30地先 |       |        |    |



堺市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 福田244号線
- 3 敷地の幅員及びその延長 幅員 4.00m～6.70m  
延長 236.39m
- 4 供用開始の区間 中区福田224番1地先から  
中区福田159番36地先まで

堺市告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、管理料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類  
堺市霊園条例（昭和38年条例第7号）第21条及び堺市霊園条例施行規則（昭和38年規則第8号）第16条の規定に基づく管理料  
堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）第10条及び堺市立霊堂条例施行規則（平成7

年規則第13号) 第8条の規定に基づく管理料

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

氏名 株式会社電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

公 告

堺市公告第511号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

大仙西町団地5棟ほか2棟建替住宅建設工事 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部契約課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札を決定した日

令和4年7月26日

## 4 落札者の氏名及び住所

シマ・杉本・照建建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社シマ 代表取締役 高山 雅和  
大阪府大阪市浪速区難波中1丁目13番8号

他の構成員 杉本建設株式会社 代表取締役 杉本 洋  
大阪府泉南市信達市場2085番地

他の構成員 照建株式会社 代表取締役 中田 照治  
大阪府堺市中区八田西町2丁目16番地40

## 5 落札金額

¥2,288,000,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年5月2日

## 堺市公告第512号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

高規格救急自動車 3台

## 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課



堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

日産大阪販売株式会社 堺鳳店

店長 梅北 宗利

大阪府堺市西区下田町1番23号

5 落札金額

¥59,017,200—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年7月6日

~~~~~

堺市公告第513号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

高度救命処置用資器材（高規格救急自動車積載） 3式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社アダチ

代表取締役 足立 三朗

大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2-10

5 落札金額

¥40,210,500- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年7月13日



堺市公告第514号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時開館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時開館日時

令和5年3月20日（月） 午後5時から午後10時まで（予定）

2 開館施設

堺市民芸術文化ホール

3 開館理由

公演事業を実施するため。

4 備考

臨時開館は公演事業のみとし、施設の貸出や予約受付等は実施しないものとする。

~~~~~

堺市公告第515号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量

堺市保険年金電算システムに係る端末等機器賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

健康福祉局長寿社会部医療年金課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年8月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

F L C S株式会社 関西支店

支店長 豊田 彰久

大阪府大阪市中央区城見2丁目2番53号

5 随意契約に係る契約金額

¥4,818,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

~~~~~

堺市公告第516号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 予防接種の種類 インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度のもの

3 実施期間 令和4年10月7日から令和5年1月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）

(1) 明らかに発熱している者（通常は37.0℃以上の者をいう。）

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
 - (3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者
 - (5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の診断がされている者
 - (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 過去にけいれんの既往のある者
 - (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

~~~~~

堺市公告第517号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第6号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年9月8日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)     |       | 利用権を設定する農地 |       |      | 利用権を設定する者(貸手)       |                        | 設定する利用権        |                   |        |           |            |       |          |
|---------------------|-------|------------|-------|------|---------------------|------------------------|----------------|-------------------|--------|-----------|------------|-------|----------|
| 住所                  | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                     | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 大阪府高石市取石4丁目17番26号   | 松下 実  | 南区大庭寺      | 126   | 田    | 406                 | 堺市南区高倉台2丁目2番22号        | 浦野 洋嗣<br>浦野 智司 | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和4年10月1日 | 令和7年9月30日  | -     | -        |
| 大阪府高石市取石4丁目17番26号   | 松下 実  | 南区小代       | 241-1 | 田    | 1,089               | 堺市南区竹城台2丁目8番11号        | 盛尾 政和          | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和4年10月1日 | 令和7年9月30日  | -     | -        |
| 大阪府住之江区西住之江2丁目6番23号 | 萬野 敦弘 | 北区中村町      | 121   | 田    | 515                 | 堺市北区中村町291番地6          | 山内 豊           | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和4年10月1日 | 令和7年9月30日  | -     | -        |
| 堺市東区石原町4丁目190番地     | 田中 幹庸 | 東区石原町1丁目   | 78    | 田    | 833                 | 堺市東区石原町4丁目297番地        | 栗川 智香          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年10月1日 | 令和9年6月30日  | -     | -        |
| 堺市美原区小寺788番地        | 松川 敏弘 | 北区中村町      | 213-1 | 田    | 1,105               | 堺市北区中村町213番地2          | 寺内 則茂          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年3月1日  | 令和8年2月28日  | -     | -        |
| 堺市南区檜尾3178番地        | 山本 享映 | 南区檜尾       | 312   | 田    | 1,004               | 東京都文京区本郷2丁目15番16号-204号 | 東條 建治          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年12月1日 | 令和7年11月30日 | -     | -        |
|                     |       |            | 315   | 田    | 350                 |                        |                |                   |        |           |            |       |          |
|                     |       |            | 319   | 田    | 363                 |                        |                |                   |        |           |            |       |          |

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)       |                | 利用権を設定する農地 |      |      | 利用権を設定する者(貸手)       |                    | 設定する利用権        |                                     |        |           |           |       |            |
|-----------------------|----------------|------------|------|------|---------------------|--------------------|----------------|-------------------------------------|--------|-----------|-----------|-------|------------|
| 住所                    | 氏名             | 所在         | 地番   | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                 | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項                   | 内容     | 始期        | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法   |
| 大阪府中央区南本町2丁目1番8号      | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 2117 | 田    | 1,364               | 堺市中央区福田6番地1        | 西野 嵩永<br>新川 晴美 | 貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sub>1</sub>   | 田として利用 | 令和4年10月1日 | 令和9年9月30日 | 6,800 | 毎年度指定口座に振込 |
| 堺市中央区福田428番地          | 木本 隆夫          |            |      |      |                     |                    |                |                                     |        |           |           |       |            |
| 大阪府中央区南本町2丁目1番8号      | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 南区泉田中      | 3434 | 田    | 1,058               | 堺市北区百舌鳥陵南町2丁目238番地 | 辻尾 彰博          | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sub>2</sub> | 田として利用 | 令和4年10月1日 | 令和9年9月30日 | -     | -          |
| 大阪府大阪狭山市今熊4丁目665番地の50 | 寺田 将樹          |            |      |      |                     |                    |                |                                     |        |           |           |       |            |



|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業1

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 賦課金、水利費 | 転借人が負担  | —   |

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 賦課金、水利費 | 転借人が負担  | —  |

## 農地中間管理事業2

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。



(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 水利費     | 転借人が負担  | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

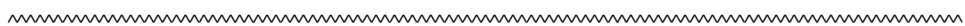
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 水利費     | 転借人が負担  | —  |



堺市公告第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺昭和町一丁60番2及び60番5から60番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社飯田産業

代表取締役 築地 重彦



堺市公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区菩提町五丁195番1から195番19まで、197番1から197番7まで、206番8及び206番20から206番22まで、地先里道並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区土師町五丁60番7の1

株式会社フェニックス建設

代表取締役 本田 守

~~~~~

堺市公告第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市美原区大饗75番8及び75番10から75番17まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号
株式会社フェニックス
代表取締役 小島 俊雄

~~~~~

堺市公告第521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区北余部247番4から247番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号  
株式会社フェニックス

代表取締役 小島 俊雄

~~~~~

堺市公告第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区白鷺町二丁295番1及び295番26から295番56まで（第四工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号

株式会社サンユウ都市開発

代表取締役 松永 泰成

~~~~~

堺市公告第523号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局学校管理部学校給食課  
堺市堺区南瓦町3番1号
  
- 3 落札者を決定した日  
令和4年9月1日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
ジーエスエフグループ  
代表企業  
株式会社ジーエスエフ  
代表取締役 岩東 光男  
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
  
- 5 落札金額  
¥20,562,145,683—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年4月8日

~~~~~

堺市公告第524号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 (仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
 教育委員会事務局学校管理部学校給食課
 堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
 令和4年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
 東洋食品グループ
 代表企業
 株式会社東洋食品
 代表取締役 荻久保 英男
 東京都台東区東上野1丁目14-4
- 5 落札金額
 ￥9,635,891,144- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
 令和4年4月8日

~~~~~

堺市公告第525号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。



令和4年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市議会新議事運営システム導入業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
議会事務局議事課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社システムエンジニアリング  
代表取締役 田口 純  
東京都台東区柳橋1丁目13-3
- 5 落札金額  
¥74,470,000- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年7月5日

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第135号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定

給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 指 定 番 号   | 第1501号               |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日            |
| 指定期間の末日   | 令和9年9月11日            |
| 事業者の名称    | 株式会社羚友設備             |
| 事業者の住所    | 東大阪市長田西6丁目3番29号      |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 山内 敬三          |
| 事業所の名称    | 株式会社羚友設備             |
| 事業所の所在地   | 東大阪市長田西6丁目3番29号      |
| 指 定 番 号   | 第1502号               |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日            |
| 指定期間の末日   | 令和9年9月11日            |
| 事業者の名称    | 株式会社ノザキ設備工業          |
| 事業者の住所    | 堺市堺区大浜北町2丁目1番7-1412号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 野崎 勢二          |
| 事業所の名称    | 株式会社ノザキ設備工業          |
| 事業所の所在地   | 堺市堺区大浜北町2丁目1番7-1412号 |
| 指 定 番 号   | 第1503号               |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日            |
| 指定期間の末日   | 令和9年9月11日            |
| 事業者の名称    | 谷山 善弘                |
| 事業者の住所    | 岸和田市吉井町3丁目7番8号       |
| 事業所の名称    | 総合住設ゼンショウ            |
| 事業所の所在地   | 岸和田市吉井町3丁目7番8号       |
| 指 定 番 号   | 第1504号               |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日            |
| 指定期間の末日   | 令和9年9月11日            |

事業者の名称 佐々木水道設備株式会社  
 事業者の住所 枚方市星丘3丁目1番49号  
 代表者の職氏名 代表取締役 佐々木 隆次  
 事業所の名称 佐々木水道設備株式会社  
 事業所の所在地 枚方市星丘3丁目1番49号

指 定 番 号 第1505号  
 指 定 年 月 日 令和4年9月12日  
 指定期間の末日 令和9年9月11日  
 事業者の名称 株式会社佐々木産業  
 事業者の住所 寝屋川市点野2丁目21番2号  
 代表者の職氏名 代表取締役 佐々木 義治  
 事業所の名称 株式会社佐々木産業  
 事業所の所在地 寝屋川市点野2丁目21番2号

指 定 番 号 第1506号  
 指 定 年 月 日 令和4年9月12日  
 指定期間の末日 令和9年9月11日  
 事業者の名称 株式会社好建  
 事業者の住所 貝塚市名越495番地  
 代表者の職氏名 代表取締役 川崎 好範  
 事業所の名称 株式会社好建  
 事業所の所在地 貝塚市名越495番地

指 定 番 号 第1507号  
 指 定 年 月 日 令和4年9月12日  
 指定期間の末日 令和9年9月11日  
 事業者の名称 環境保全事業協同組合  
 事業者の住所 神戸市中央区脇浜町3丁目7番14号 LINZビル4F  
 代表者の職氏名 代表理事 平岡 浩幸  
 事業所の名称 環境保全事業協同組合  
 事業所の所在地 神戸市中央区脇浜町3丁目7番14号 LINZビル4F

堺市上下水道局公告第136号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 指 定 番 号   | 第1758号              |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日           |
| 指定期間の末日   | 令和8年11月30日          |
| 事業者の名称    | 株式会社羚友設備            |
| 事業者の住所    | 東大阪市長田西6丁目3番29号     |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 山内 敬三         |
| 営業所の名称    | 株式会社羚友設備            |
| 営業所の所在地   | 東大阪市長田西6丁目3番29号     |
| 指 定 番 号   | 第1759号              |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日           |
| 指定期間の末日   | 令和8年11月30日          |
| 事業者の名称    | 株式会社ノザキ設備工業         |
| 事業者の住所    | 堺市堺区大浜北町2丁1番7-1412号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 野崎 勢二         |
| 営業所の名称    | 株式会社ノザキ設備工業         |
| 営業所の所在地   | 堺市堺区大浜北町2丁1番7-1412号 |
| 指 定 番 号   | 第1760号              |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年9月12日           |
| 指定期間の末日   | 令和8年11月30日          |
| 事業者の名称    | 株式会社吉永建設            |
| 事業者の住所    | 泉大津市曾根町2丁目3番26号     |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 吉永 将人         |
| 営業所の名称    | 株式会社吉永建設            |
| 営業所の所在地   | 泉大津市曾根町2丁目3番26号     |
| 指 定 番 号   | 第1761号              |

指 定 年 月 日 令和4年9月12日  
 指定期間の末日 令和8年11月30日  
 事業者の名称 株式会社佐々木産業  
 事業者の住所 寝屋川市点野2丁目21番2号  
 代表者の職氏名 代表取締役 佐々木 義治  
 営業所の名称 株式会社佐々木産業  
 営業所の所在地 寝屋川市点野2丁目21番2号

指 定 番 号 第1762号  
 指 定 年 月 日 令和4年9月12日  
 指定期間の末日 令和8年11月30日  
 事業者の名称 株式会社好建  
 事業者の住所 貝塚市名越495番地  
 代表者の職氏名 代表取締役 川崎 好範  
 営業所の名称 株式会社好建  
 営業所の所在地 貝塚市名越495番地

## 教育委員会規則

堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市教育委員会

教育長 日 渡 円

堺市教育委員会規則第8号

### 堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

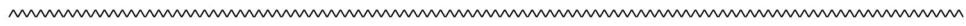
堺市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項を削る。

第21条第1項中「記し、署名した」を「記載した」に改め、同条第2項中「が署名し」を「の氏名を記載し」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。



堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

堺市教育委員会

教育長 日 渡 円

堺市教育委員会規則第9号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

**農業委員会告示**

堺市農業委員会告示第10号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

堺市農業委員会  
会長 檀野隆一

[日時]

令和4年10月6日(木) 午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他